

千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等に関する各会派の意見整理票（協議後取りまとめ）

資料1

たたき台案の章・条文		修 正 意 見		会派	理由	要否	協議
前 文							
第1章	・目的(第1条) ・基本理念(第2条)						
第2章	・議会の役割及び活動原則(第3条)	⑤	【公明】 ・ 特色を出すために、「議会改革の推進」を単独条文とする。	自 民	反対である。 前文及び第3条第2項第3号の定めで十分であると考える。	×	⑤
				未来民進	現状の表記のままでも良いかと思うが、単独のする内容としてはどのようなものか、内容によっては条文としても良い。	○	
				公 明	【提案】 「第4条 議会は、市民の負託にこたえるあり方を不断に追求し、議会改革に取り組むものとする。」の単独条文とする。	○	
				共 産	単独条文化は賛成。	○	
				市民ネット			
第3章	・議員の役割及び活動原則(第4条) ・政治倫理(第5条) ・会派(第6条)						
第4章	・議会運営に関する原則(第7条) ・議長及び副議長(第8条) ・会期(第9条) ・委員会(第10条) ・質疑又は質問(第11条)	⑦	【未来民進】 ・ 第11条第2項を具体的に反問権としての条項とする。 【共産】 ・ 反問権・反論権の保障に関する条文を加える。	自 民	反対である。 ・ 現在の先例(175・196)を引き写すのみで十分である。また、わざわざ反問権の文言まで入れる必要はないと考える。 ・ 「反論権」の規定は不要であると考える。	×	⑦
				未来民進	【提案】 一部反対。反論権までは現時点は難しいと思いますので、反問権までとする。	○	
				公 明	今後の協議で検討されるべき。	×	
				共 産	【提案】 我が党の反問権、反論権を加えること。	○	
				市民ネット			
第5章	・市民との関係(第12条) ・広報及び広聴の充実(第13条) ・会議等の公開(第14条)	⑨	【未来民進】 ・ 第13条後段を次のように修正する。 「多様な手段を用いて、広報及び広聴の充実に努めるものとする。」⇒「多様な情報発信手段を用いて、広報及び広聴の充実に積極的に取り組むものとする。」 【市民ネット】 ・ 第13条の中にいくつか具体的な手法を入れた方がよい(札幌市の例のように)。	自 民	反対である。 ・ 現在の内容で十分であると考える。 ・ なお、札幌市の規定は、議員又は会派が行う議会報告、意見交換、意見聴取等について定めたものであり、議会としての規定ではない。	×	⑨
				未来民進	【提案】 ネット案については、反対。 ・具体的な表記が必要かという点、それぞれの取り組みの中で含まれるので、我が会派の追加要望の「積極的に取り組む」に含まれる。	○	
				公 明	たたき台案でよい。「・・・多様な手段を用いて・・・」に含まれている。	×	
				共 産	未来民進とネットの意見も含めて、より充実したものとするように。	○	
				市民ネット	【提案】		
第6章	・市長等との関係(第15条) ・議決事件の追加(第16条) ・議会への説明等(第17条) ・監視及び評価(第18条) ・政策の立案等(第19条)						

たたき台案の章・条文			修正意見	会派	理由	要否	協議
第7章	・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	⑪	【未来民進】 ・第23条第1項「議会の機能強化に努めるものとする。」⇒「議会活動の充実及び強化に努めるものとする。」	自民	反対である。 現在の内容で十分であると考える。	×	⑪
				未来民進	【提案】	○	
				公明	たたき台案でよい。どこに違いがあるのか不明。	×	
				共産	賛成。	○	
		市民ネット					
		⑫	【自民】 ・議事機関として二元代表制の一翼を担う議会のさらなる機能の強化を図るため、議会に必要な予算の確保や議長の人事権の強化に関する規定を追加すべきである。	自民	【提案】 ・議会に必要な予算の確保については、第20条に第2項として「議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。」との規定を追加すべきである。 ・議会事務局職員の人事については、地方自治法では議長に任命権があるので、「市長と協議」とするのは、法と矛盾する。それ以外の規定を追加するのであれば、検討の余地があるのではないか。	○	⑫
				未来民進	・方向性としては良いが、表記として強すぎないよう議論が必要。	○	
				公明	たたき台案でよしとするが、 前回の協議会における、近藤委員の自民党会派さんへの質問に対する回答を伺ったうえで、検討が必要と考える。	×	
				共産	自民の意見も踏まえて我が党の意見を反映すること。	○	
				市民ネット			
第8章	・議員の定数(第26条) ・議員報酬等(第27条)						
第9章	・他の条例等との関係(第28条) ・検討(第29条)	⑭	【未来民進】 ・検証と見直し条項を付け加えてほしい。 【共産】 ・第29条を「この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、条例改正を含めて適切な措置を講じるものとする。」という京都市と同様の規定とする。	自民	反対である。 条例の施行後、必要に応じて見直し等の適正な措置を講ずることを明確に定めており、これ以上の規定は不要であると考える。	×	⑭
				未来民進	【提案】 共産案については反対。我が会派の主張に含まれると判断します。	○	
				公明	たたき台案で担保されているので、修正は必要ないと考える。	×	
				共産	【提案】 検証と見直しは行うべきで、我が党の意見に加味すること。	○	
				市民ネット			